

運動部活動における体罰と指導者に求められる指導観

工藤 亘

玉川学園・玉川大学
健康・スポーツ科学研究紀要
第 17 号

運動部活動における体罰と指導者に求められる指導観

工藤 亘*

要約

2013年から体罰に関する社会的な関心が高まり、国を挙げてその防止や根絶に努めている。体罰の要因やその現状、学校で行われる部活動の位置付けを確認した上で、指導者としての認識や指導観（指導と支導・父性原理と母性原理のバランス）について提言する。

1.はじめに

2013年は「スポーツと体罰」について教師や指導者が改めて熟慮する必要性を再認識した節目の年になったと考える。

文部科学省は、2013年3月に「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」を発し、同年4月には日本体育協会・日本オリンピック委員会・日本障害者スポーツ協会・全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟のスポーツ統括五団体が「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を表明した。同年5月に、文科省の運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議が「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書-一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して-」を取りまとめている。さらに同年8月には全国柔道連盟の執行部が退陣し、改組の際には「暴力行為根絶宣言」を表明した。

国立情報学術研究所の学術情報ナビゲータ CiNii でキーワードを「運動部活動 体罰」と検索すると35本の論文結果がでた。(2017年1月22日現在) この35本の論文中、2013年以降に発表された論文は27本であり、それ以前までのとの関心度の違いが顕著である。

その発端となった事件は、2012年12月23日に自殺した大阪市立桜宮高等学校のバスケットボール部主将に対する元教諭（懲戒免職）が暴行を加えたことが考えられる。この事件は、2013年7月4日に大阪地裁が元教諭を傷害と暴行で在宅起訴し、学校の運動部活動の顧問が体罰で刑事事件になる異例の事態であった。

また2013年4月には、岐阜県大垣市のNPOサ

ッカークラブコーチのNが中学2年生に対し、試合中にミスを繰り返したことに激高し、生徒の臀部を10回以上蹴り、かばおうとした両腕を骨折させ傷害容疑で逮捕されている。岐阜県警の調べでNは指導の一環で度々手を挙げ、他の生徒にも暴行をしていたことが判明している。

これらはスポーツ場面における指導という名の体罰・暴行であり、今村ら（1996）の運動部活における指導者の暴力的行為は「団体競技種目に比較的に目立つ」⁽¹⁾ という結果を支持しており、勝利至上主義が部活動の過熱化を招いていると指摘している。坂本（1995）は運動部活動に体罰が多い理由として「言葉や理解を軽視して体で覚えることを重視する、教師と生徒の身体的接触がもともと多いこと、結果がすべての勝利至上主義、体罰とハードなトレーニングの境界があいまいな根性主義」⁽²⁾などを挙げている。さらに阿江（1997）は、「体罰で技術や精神力が高まったと誤った認識をしている選手が多いことや、部活動が生徒指導の管理的側面と結びついていること」⁽³⁾を指摘している。舛本（2001）は運動部活動には戦前の「戦う身体」⁽⁴⁾の精神文化が今日にも影響を続けていると指摘し、明治期以来の精神主義や封建的な運営方針（年功序列主義・勝利至上主義・集団行動主義・しごき主義・修行主義）に警鐘を鳴らしている。阿江（2014）は、スポーツ時における長期の暴力的な指導が子どもに与える影響として「当該スポーツを見ることができない・行動の委縮・指示待ち・自己主張ができない」⁽⁵⁾などのトラウマが生じると指摘している。この先行研究からは、学校での運動部活動の指導者の在り方が何十年も前から問われ続けているが未だに解決されていな

* 玉川大学教育学部

いと考えざるをえない。

以上を踏まえ、本稿では運動部活動と体罰について再考するとともに、指導者の指導観について提言することを目的とする。

2.懲戒と体罰の整理

文部科学省は、平成 25 年 5 月に「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通達)」において「懲戒と体罰の区分」を以下のように説明している。

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

懲戒は、学校教育法第十一条で以下のように規定されている。

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

懲戒は、特別の監視関係ないし身分関係にある者に対し一定の義務違反を理由として科する制裁するものであり、教育上必要があると認めるときや学校の秩序の維持のため行われるものである。身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えるようなもの、つまり体罰は禁止されている。また懲戒は、事実行為としての懲戒(叱責、起立・居残りを命じる、宿題や清

掃を課すことや訓告を行うこと等)と、法的効果を伴う懲戒(教育を受ける地位や権利に変動をもたらす懲戒:停学・退学)の二つに大別することができる。

体罰に当たる肉体的苦痛とは、①物理的な打撃(殴る・蹴るなど)、②生理的な要求の制限(トイレに行かせない・食事を与えないなど)、③不自然な一定の姿勢の保持(水入りのバケツを水平に保ち続ける)、④無理な運動の継続(ウサギ跳び、スクワットなど)であり、法律によって明確に禁止されている。遡れば明治 12 年の教育令から体罰は禁止されており法令遵守に努めなければならない。

3.部活動の位置付け

中学校学習指導要領解説(平成 20 年 3 月告示)の総則第 4 (13)には以下のようにある。

i.生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、ii.スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、iii.学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。(以下省略) *下線及び数字は筆者加工。

上記の i 及び iii から中学校での部活動とは、生徒の興味関心が高い部活に任意で参加でき、学校教育の一環であることがわかる。部活動は、強制的に実施されるものではなく、生徒の意思や主体性が尊重され民主的に活動するものである。さらに教育課程との関連を図るためには、教師が生徒の普段の様子(学習面・生活面等)を総合的に理解した上での指導が重要である。

ii では「親しませ」とあるように、部活動は、スポーツや文化などに親密に接することや常に接してなじむことが重要であり、その過程を通して学習意欲や技術が向上し、責任感や連帯感を養うことを目指しているものである。ただ単に勝利や入賞などの結果のみが優先されるものではないことがわかる。

東京都教育委員会が平成 25 年 9 月に作成した「体罰根絶に向けた総合的な対策」では、部活動の教育的意義と位置付けを以下のように示している。

部活動は、学校が教育活動の一環として計画・実施するものであり、思いやりの心や自主性・社会性を育み、豊かな人間関係や生涯学習の基礎づくり、生徒の個性・能力の伸長や体力の向上、健康増進等にとって極めて重要な教育的価値がある。

「東京都立学校の管理運営に関する規則」平成 19 年 4 月（部活動）

第 12 条の 2 学校は、教育活動の一環として部活動を設置及び運営するものとする。

（以下省略）

以上を踏まえると、部活動は教育的意義の上にあることがわかり、その位置付けと体罰とは同次元にあってはならないと考える。

4. 体罰に関する世論調査の結果より

2013 年 4 月に読売新聞社は「教育に関する全国世論調査」の結果を発表した。その内、体罰に関連する項目の結果を図 1・2 に示す。

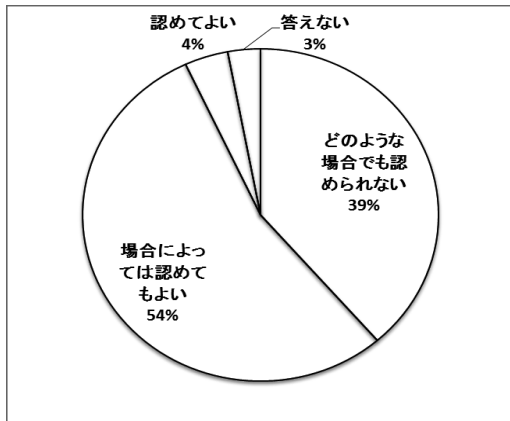


図 1. 体罰は認められると思いますか？

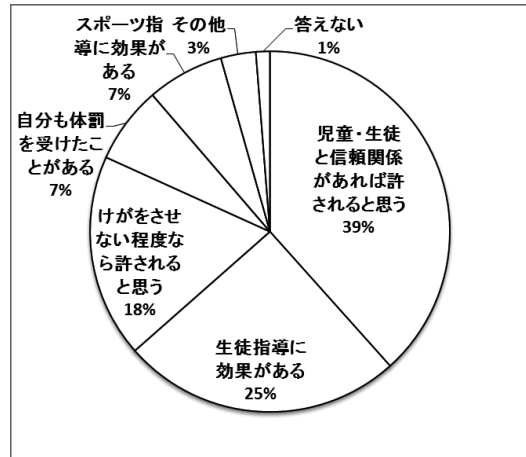


図 2. 体罰を認めてもよいと思う理由（複数回答可）
 出典：図 1.2 とも読売新聞社「教育に関する全国世論調査」（2013 年 3 月 30・31 日、対象全国有権者 3000 人、個別訪問面接聴取法、回収 1472 人：回収率 49%）から作成

図 1 では、「どのような場合でも認められない」が 4 割弱であるのに対し、「場合によっては認めてもよい」と「認めてよい」を合わせると 6 割弱が体罰を容認していることになる。

図 2 からは、法的に禁止されていながらも体罰を認めてもよいと思う理由として、「児童・生徒と信頼関係があれば許されると思う」が 6 割以上であり、次いで「生徒指導に効果がある」「けがをさせない程度なら許されると思う」「スポーツ指導に効果がある」であった。また、朝日新聞が大学運動部員に実施した調査（2013 年 5 月 12 日付）でも同様の結果が出ている。

体罰を加えたとして毎年多くの教職員が懲戒処分を受けている。そこにはこの調査結果に表れている体罰容認の影響があるとも考えられる。たとえ保護者から体罰を容認する意見があったとしても、教師や指導者は児童生徒、学生に対して体罰を加えてはならないことは周知の通りであり、この体罰容認の認識を変えない限り体罰は根絶しないと強調したい。

5. 運動部活動の指導で体罰が起こる要因

先述した先行研究より体罰が起こる要因をまとめると以下のようなになる。

- ① 言葉や理解を軽視して体で覚えることを重視す

るため

- ② 教師と生徒の身体的接触が多いため
- ③ 結果がすべての勝利至上主義のため
- ④ 体罰とハードなトレーニングの境界があいまいな根性主義ため
- ⑤ 体罰で技術や精神力が高まったと誤った認識をしている選手・指導者・保護者がいるため（体罰容認）
- ⑥ 部活動が生徒指導の管理的側面と結びついているため（役割期待）
- ⑦ 戦前の「戦う身体」の精神文化が今日にも影響を続けているため
- ⑧ 明治期以来の精神主義や封建的な運営方針のため（年功序列主義・集団行動主義・しごき主義・修行主義）

6.運動部活動の充実のための指導観

文科省は運動部活動での指導の充実のためにガイドラインで以下のように示している

- ① 顧問だけでなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考える
- ② 適切な指導体制の整備
- ③ 目標・内容を明確にした計画策定
- ④ 生徒の自主性・自発性を促す適切な指導方法とコミュニケーションの充実
- ⑤ 肉体的、精神的な負担、厳しい指導と体罰等の許されない指導の区分
- ⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容・方法の積極的な取り入れ
- ⑦ 多面的な指導力が発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図ること

以上は閉鎖的で指導者に多くを委ねてきた運動部活動の指導への反省から組織的・科学的でオープンな取り組みへの転換を表していると考えられる。これにより誤った認識や行き過ぎた指導、体罰の根絶につながると考えられている。

上記を十分に尊重した上で、指導者の指導観として指導と支導を提案する。筆者（2012）は「指導とは、教育者の主導のもと、目標に向かって教え導くことであり、支導とは、子ども達の主体性を最大

限に尊重した上で双方向のやりとりを大切にし、個人やグループのプロセスに気づき、その状況を的確に判断し、個人やグループの能力を十分に発揮できるように支援しながら導くこと」⁽⁶⁾と定義した。指導者が主導性を発揮し、目標に向かって子ども達に直接的に指示を与え教え込む指導だけではなく、子ども達の学びを促進する支導（ファシリテティング）と学びを引き出すことのバランスが重要であると考えられる。（図3）

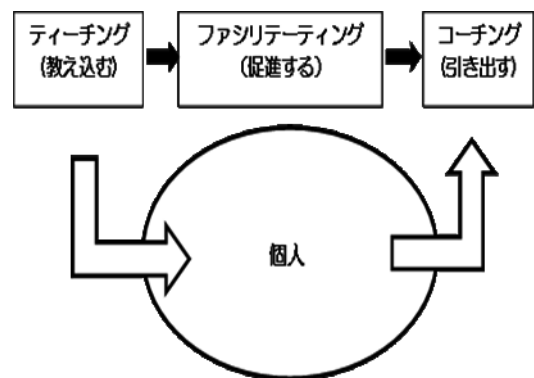


図 3.2 つの指導法とファシリテティング（工藤，2016）

伊藤（2013）はコーチングを「常に他と関係する活動であり、コーチは自らの行動が他に対してどのような影響を及ぼすかについて認識しておく必要がある」⁽⁷⁾と指摘し、運動部活動における体罰が与える影響についても示唆に富んでいる。

また父性原理（罪に対してそれを罰し償わせる）と母性原理（罪を許し、許される）のバランスも指導と支導と同様に重要であり、これらの考え方は、学習指導場面や生活指導場面、運動部活動の指導場面などあらゆる指導場面に適応できると考える。

（図4）

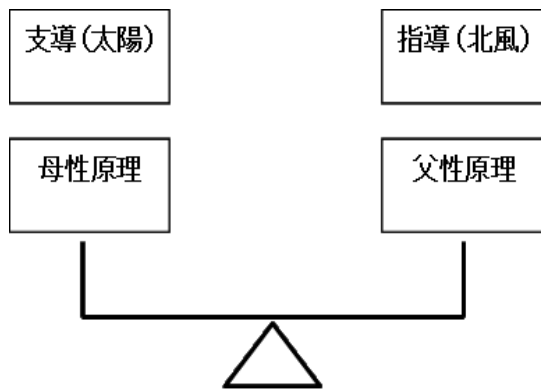


図 4. 「指導と支導」「父性原理と母性原理」のバランス

ただし、父性原理と体罰はイコールではないこと、つまり「父性原理≠体罰」を強調しておきたい。母性がすべての子どもを平等に扱うのに対して、父性は子どもを能力や個性に応じて分類するものであり、厳格に子ども関わることと体罰をすることは全く指導原理が異なっている。

嶋崎 (2016) は望ましい運動部活動の在り方として「生涯にわたってスポーツを楽しみ、健康で豊かな暮らしを送る基盤を作るもの」⁽⁸⁾と位置付け、豊かなスポーツライフを送るためにも重要な示唆を与えている。

以上を踏まえ、運動部活動の指導を行う際には、文科省のガイドラインに基づき、学校教育活動の一環としての指導観を再認識する必要があると考える。加えて運動部活動指導における体罰を容認する認識を変え、いかなる状況においても体罰は絶対にしてはならないという認識とコンプライアンスを忘れてはならない。

運動部活動での指導のガイドライン (平成 25) やスポーツ庁 (平成 26 年) の運動部活動指導の工夫・改善支援事業などでも外部人材やスポーツリーダーバンクの活用が注目を浴びている。体罰問題をはじめ、少子化による廃部問題、競技経験がないのに顧問にさせられることや顧問不足問題、教師の超過勤務問題など深刻化される中、外部委託による指導者導入は理解できる。外部指導者は運動部活動はあくまでも学校教育の一環であり人間形成の一翼を担っていることを十分に理解し、学校の目標や方針、部活動の目的や計画、生徒の心身の状況、事故発生時などの対応など学校や教員と連携しなければならない

いと強調したい。なぜなら外部指導者制度導入だけでは体罰や諸問題は容易に解決できないからである。

また保健体育科をはじめ教員養成大学で学ぶ学生達が教壇に立つ前に、体罰容認という誤った認識をさせないためにも「運動部活動指導法」や「生徒指導論」などで正しい理解と望ましい指導観を教育することが教員養成大学教員の責務であり、体罰根絶の一步と考える。

引用文献

- (1) 今村 修、大塚 章代『高校の運動部活動における指導者の暴力的行為に関する研究』日本体育学会大会号 (47), 570, 1996 年、p 570
- (2) 坂本秀夫『体罰の研究』三一書房、1995 年、p 212-213
- (3) 阿江 美恵子『運動部活動と体罰：指導行動にみられる心理学的問題』日本体育学会大会号 (48), 1997 年、p 71
- (4) 舛本直文「学校運動部論」杉本厚夫編『体育教育を学ぶ人のために』世界思想社、2001、p 267
- (5) 阿江恵美子『運動部活動における体罰が子どもに及ぼす影響』体育科教育学 (1) 2014 年、p 65
- (6) 工藤亘『teachers as professionalsとしてのtap-「指導者」と「支導者 (ファシリテーター)」』教育実践学研究第 16 号、2012 年、p 38
- (7) 伊藤雅充『より良い運動部活動のコーチングを目指して』SYNAPSE9 月号、2013 年、p 24
- (8) 嶋崎雅規「教員に求められる運動部活動の知識とスキル」友添秀則編著『運動部活動の理論と実践』大修館書店、2016 年、p 219-220

参考文献

- 本村清人・三好仁司『体罰ゼロの学校づくり』ぎょうせい、2013 年
- 工藤亘『学習指導場面と生活指導場面における教師のかかわり方についての一考察 -生徒指導での支導と指導のバランス-』教育実践学研究第 18 号、2014 年
- 工藤亘『アドベンチャー教育におけるエッジワークと動機づけについての研究-アドベンチャーの理論を基にした教師の役割と C-zone に着目して-』教育実践学研究第 19 号、2016 年
- 工藤亘『生徒指導のイメージに関する研究-指導と支援を支導へ-』教師教育リサーチセンター年報第 6 号、

2016年

富永良喜・森田啓之『「いじめ」と「体罰」その現状と対応』金子書房、2014年

中学校学習指導要領解説（平成20年3月告示）

東京都教育委員会「体罰根絶に向けた総合的な対策」

2013年

藤井誠二『体罰はなぜなくなるのか』幻冬舎新書、2013年

富江英俊『中学校・高等学校の運動部活動における体罰』埼玉学園大学紀要（人間学部篇）第8号

文部科学省運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書-一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して-」

2013年

読売新聞朝刊 p 15 『教育に関する全国世論調査』

2013年4月18日